へ 13
3591
5

門へ13
號3591
卷5

早稲田大学図書館
昭35.10.12 購入
藏書

日本國開闢由來記卷四

指漏漁者 編

第六

披庭を橿原の地に開き八紘成る宇と為す

衛神隊宮處を卜して御裳濯川に流清し

己未年春三月七日天皇令を下して曰朕東征て以来。茲六年。皇天皇祖の威と賴て兇徒盡く就戮と雖。遺共いまだ清らかに。餘妖尚梗。そんどもを中洲の地に。復風塵なし。然らば宜く皇都を恢廓て大壯を規摸べし。時節まさに秋冬に。運は北屯蒙に屬。民心樸素にして僻遠の地に至て。巣に棲穴に住めり。常の習俗となれり。もれ大人の制を立ること。必時に隨ふ。苟も民を利すべし。何ぞ聖の造に妨人。然らば將に山林を披拂ひ宮室

圖書

を経営て。恭て寶位に臨て。以て元々を鎮め。乾靈は國を授ひ。
德に答ひ。下は皇孫の正を養ふ心を弘めん。然て後に六合を兼て以て都を
開く。八紘を掩て宇とせ。爲こと。亦可からずや。かの畝傍山の東南なる
橿原の地を觀るに。蓋此國の奥區なるべし。然らば此地に就て都を治る
べしと勅ありて。是月より有司に命て。帝宅を經始せしめ給ひ。
是今の大和國葛上郡柏原村の地なり。畝傍山。高市郡畦樋村の上なり。
あり。庚申年秋八月十六日。天皇當に正妃を立んとして廣く華
胄を求給ふ時。事代主の神三島の溝樴耳の神の女玉櫛媛に會て
生ることろの女。其歸を媛蹈韛五十鈴媛命といふ。是國色之秀者なり。
諸人の奏ずれば。九月廿四日。此の媛蹈韛五十鈴媛命を納て以て正妃とな

辛酉年春正月朔日。天皇此橿原の宮に於て。帝位に即
其式は。天富命。諸忌部を率て三種の神器を捧て。正殿に安奉。天種子命。
神代の古事。天の神壽詞を奏す。宇摩志麻治命。内物部を率ゐ楯矛を
竪て。嚴に威儀を整。道臣命は。来目部を帥ゐ。伏を帶て宮門を衛護す。其
開闔を掌て四方の国人を。天位の貴きことを觀せしめ。率土の民
をして。朝廷の重きことを思しむ。時に皇子大夫。臣連伴造國造を率て。賀
正朝拜奉る。凡て即位踐祚の大礼を始として。正月の拜賀年中の儀式は。
皆この辛酉の歳より始て。上古に臣とおもへる。大身といへども。殊に權威
ある宮人の稱なり。連は。宮人の姓。臣の姓。皇別に賜ふ。連の姓は。神別に賜ふ。
國造は。其國に上りて。其国を治て。伴造は。其各部を司ることをいふ。

稱す。此外真人朝臣などの皆この姓なり。源平藤橘などの稱も氏といひ、我邦
も姓氏といふ稱。唐土にいふ姓氏とは異なれども混ず誤ることなれ。仍て
此歳は天皇の元年なれども正妃を尊んで皇后とす。皇子神八井命と神渟名川
耳命とを生まる。初天皇天基を草創まし、時に道臣命才覺を以て大
来目部を率ひ密策を秉奉す。諷歌を以て其言を顛倒す。敵の方知
やすからんことを欺我軍士は今を傳人の為に諷歌すべしと倒語といひて。
こゝに乃ち亂賊の妖氣を掃蕩して治平を致すべし。古今集の序に「はるかなる
いにしへの諷歌なれども事を露に言ひ物に寄せ比喩をいひ倒語といふ萬葉集の
歌は柱語なり。逆言隱口の泊瀬の山は廬をいふと訣こゝの逆言とをなしたり。
假令ば進を退といひ往を還といふ類なり。十戊二年春二月三日天皇功を定め

賞を行ふ。道臣命に宅地を築坂の邑に賜ふ。竈異なり。この築坂の邑は
高市郡の平佐の桃花鳥坂の地なり。今来目を畝傍山の西の久米川の辺の地に
居しむ。これを高市郡の内なり。珍産を倭の國造とす。この倭とは城下郡大
和の地なり。これ大倭一箇國の事なり。茅猾に猛田邑を賜ふ。猛田の縣主
とす。縣主といふは國々にある縣を掌する者の號なり。其職を子孫世々に傳るなり。
やがて姓となるなり。茅猾は猛田の主水が遠祖なり。茅磯城名を黒速といふ。
磯城の縣主とす。劒根命を葛城の國造とす。葛城の直の祖なり。頭八咫烏なる建
角見命も亦褒賞を蒙る。其山田首八郎は葛野の主殿の縣主部是なり。甲子四年春二月
甘日詔して曰く我皇大二祖の靈天より降鑒す。朕が躬を光助すべし故に神靈劍金色鶏
等の靈異を蒙り諸虜を平治すべしと得て海内事なし。宜く天の神を郊祀て以て

大孝と申べきものなりとそ。乃靈時を鳥見の山中に立其地を號て上小野の榛原下小野の榛原といふ。用て皇祖天神を祭る。榛原ハ畝傍の坤の方一里許にして字陀郡に屬。上を南岳といひ。下を萩原といふ。辛卯三十年夏四月朔皇輿巡幸て菟上郡腋上の嗅間の丘に登て國状を廻望ましまして曰。好哉國之獲矣。内木綿の真迮國と。蜻蛉猶蜻蛉の臀呫せるが如しとのたまふ。始て秋津洲の號ハ此虚木綿の真迮國といふ。野麻の内の虚空ほどなる狹小き國なりといふ。真迮といふ冠せる發語なり。蜻蛉の臀呫とハ東方羽を臀呫とハ臀尾を曲て水を呫さるなり。この國の青山の廻て尾乃曲るごとその象に似たりと譬のまふなり。この東方羽をいはゆる秋津洲の名に起すといひ傳へ然はこの秋津洲といふハ大和國の地名にて天下を綜ねる名にたゞいたる廣き天下の形状を嗅間の丘より一目に伊豆きまはしたゞ。

殊に至て狹きものなり。大和一國をもて名なりとて秋津洲と
いふ。大和國内の地名なり。山邉郡倭郷より始る名と。一國の名に
うけ郷の名ハ後に倭大國御魂の神の鎮坐ましまして。その郷をも倭といふ。今
乃世に伊勢の國内なる大御神の宮の乃里をもて殊に伊勢といふと同心なり。
ど崇神天皇の御世に神璽の神地を定めて大市長岡岬に祠といふて倭
の名のうえにある天彦を倭の國造とまをす。大倭直の祖長市宿禰が淳名城雅
姫命に代て大倭の大神を祭しむるとなり。長尾市宿禰ハ珍彦の苗裔なれハ子孫の
職號を始祖に遡て語傳へまをすに記されたるべし。昔伊弉諾命。此國を
目て日本ハ四の海安寧き浦安の國なり。軍器備足細戈千足の國なり。四方小海と環
して青山畢繞堅固ことなるなり。城郭の如く異域に殊絶てなる。磯輪上秀真と

神武天皇
嘯間ノ
丘ノ上ニ登テ
國形ヲ
眺望
ノ霧

秀出する國なりとのたまへり。又大己貴大神を之と目て此邦を神靈の擁護したまふ。玉牆の内の國なりと評したまへり。饒速日命は天の磐舟に乗て太虚を翔行し太虚より此邦を眺視て。虚空見日本國は他國に勝て善國なりと。河内の哮峯に天降したまへり。實に全世界中に於て此類なき天賦の上國なり。後來に至て。四方の蠻夷盡く我に帰順来ることは。新年祭祝詞に云ふ如くなることは。神の豫定なきことは。此基業を闢たまひしる由来を觀て。その必然なる所以なきことなし。壬寅四十二年春正月三日。皇子神渟名川耳命を立て皇太子とたまふ。丙子七十六年三月十日。天皇橿原の宮に崩御したまふ。御年百三十七歳。明年丁丑秋九月十三日。畝傍山の東北白橿の尾上の御陵に葬奉る。尾上とは山嵎の尾の如きものを上といふ。今畝傍山東北の嵎に御陵山と呼をる墳然と隆起し此處なるべしといふ。神渟名川耳命は神日本磐余彦尊

の第三子なり。母は媛蹈韛五十鈴と云ふ。皇子風姿岐嶷少にして雄拔氣宇壮なるに及て容貌魁偉武藝人に過ぎ志尚沈毅。四十八歳の御時に。神日本磐余彦天皇崩御したまふ。時神渟名川耳命。孝性純深にして。悲慕ること已まず。特に御心を哀葬の事に留めたまふ。庶兄手研耳命行年已に長く久く朝機を鑒るを故に。一切の事を委ねて之を觀せ。壬申元年春正月八日天皇の位を即たまひて。菖城に都したまふ。これを高丘の宮といふ。綏靖天皇と稱奉る。それより安寧天皇。懿德天皇。孝昭天皇。孝安天皇。孝靈天皇。孝元天皇。開化天皇は代々聖主なり。御世を歴て第十代崇神天皇と称奉る。御名を御間城入彦五十瓊殖天皇と稱奉る。この天皇識性聰敏。幼雅にして雄略

壯なりしかども。寛博謹慎く。神祇を崇重しまつり。恒に天業を經綸へ給ふ
御志なり。神武天皇都を大和國に定給ひし時。天照大御神の
御裂竈八咫鏡及草薙の雲の神劍を大殿に安置し。床を同くして坐給ふ。
是進雄命乃御裔孫。日本大國魂神を配祭給ひしかば。其神くの勢
畏く。共に住給ふ。安からぬ思ひして。石凝姥神の裔。天目一神
の裔。二氏をして。更に鏡と劍とを模造らせて。御身の護とし
給ひ。天上より齎しし鏡と劍とを。豐鍬入媛命に託て。倭乃笠
縫の邑に磯堅城神籬を立て。祭祀奉る。日本大國竈神を。淳名城
入姫命に託て祭しめ給ふ。髮落體痩弱して。祭こと能はず。よりて
大倭直が祖長尾市宿禰を神主として祀しめ給ふ。是大國竈の神が

永久六年二月九日。俄に火災起て。寶殿三宇。并に御神躰燒亡しぬ。
是ひとへに國を憂て。藝命に奉しまつる。神の昇給ひ
しけるもいかなる故を人智を以て測知り難し。此天皇御年
百六十八歲。御位に在ること六十五年にして崩御しまつる。皇子活
目入彥五十狹茅天皇御位を嗣給ひ。垂仁天皇と稱す。この天皇
生まれつきて岐嶷容姿美しく。性は寬大度まします。倜儻大度にして
辛性眞に任く。矯飾なしまつる。二十五年春二月八日。阿部臣の遠祖武
渟川別。和珥臣の遠祖。彥國葺。中臣連の遠祖大鹿島。物部連の遠祖十
千根。大伴連の遠祖武日等の五大夫に詔して曰。我先皇御間城入彥五十瓊
殖天皇惟叡作聖。欽明聰達。謙退卑損。志懷沖退。機衡を綱紀

ひて。神祇を礼祭て。己が刺躬を勤て。日々一日を慎まるべきなり。
人民富足て。天下太平なり。今朕世に當て。神祇を祭て。豈怠ることを
得んやと詔たまひて。同十日に。天照大神を豊耜入姫命に離て。倭姫
命に託たまへり。大神の鎮坐の處を求ませとまうす。倭姫命は菟田
の筱幡に到りて。還て近江の國を入東の方に美濃を廻て。伊勢國に
到ます。時に。篠田峯の神の苗裔。太田命。參會て。倭姫命此太田命に
遇て。伊勢國の内に。善宮居の地ありやと問たまへれば。答て曰。
折鈴宇遅の五十鈴の川上に。日本国の中に。殊に勝る霊地なり。その
處に霊物を得て。太刀鉾と金鈴なり。其光耀こと尋常の物にあらず。
惟に。この豊葦原の瑞穂國は内に。伊勢の風早の國を美宮處

と見定て。天上に投降て。物なるべし。然ばこれ必其時を待て
獻んと念て。彼處に禮祭申すべしといひ。倭姫命その處に到て覧
たまひしに。果して太田命が白ごとくなれば。大に喜て。速に天
皇に言上まつる。丁巳二十六年冬十月。天照大御神を。度會の五十鈴の川
上に遷奉る。是に於て。倭姫命は大幡主の神。物部の八十友諸人に命て。五
十鈴の原の荒草木根を刈掃ひ。大石小石を造平げて。遠山近山の大峡小
峡に立並ぶ樹木を伐採て。宮殿を造営て。天照大御神の荒魂和魂の宮
と鎮坐奉る。この伊勢國は海に沿る地なり。重波の帰る国なり。
偏傍に閑寂なる善地なり。五十鈴川のほとりに名を。御裳濯川といへ
倭姫命の御裳の裔長く垂て。土に汚るを洗まるべしとかなり

呼しちう。倭姫命その齢七百歳餘ふいてうまひしていて。始天上より預
幽契を結び。衢神先此地ふ降く。待奉り。其苗裔太田命ふ至さ。偶倭姫
命ふ吾ア。宮處を此地ふ定て。永久國家の鎮護とろうしてうひく。天壌と與
ふ窮ちき宝祚を照臨たまふところの由來明瞭よしく。且靈異ろ数
ふ事ろ多し

第七　景行西に顧く專力を驅除平定ふ彈し

小蠻賊を刺く德を日本武尊の名ふ表せ

活目入彦五十狹茅天皇を。垂仁天皇と稱。御宇こと九十九年。御年百五十
三歳ふして崩御したまひ。皇子大足彦忍代別天皇位ふ即ましまし
ことを景行天皇と稱奉る。播磨の稲日の大郎姫を立く皇后とる。

雙生ふ二男を産ます。第一を大碓皇子とひ第二を小碓尊といふ。此小碓尊を
後ふ日本武尊と稱奉る。皇孫を應神天皇と稱奉る。此御系のく。世々日嗣乃
皇位を受ましく。當今の主上ふ至ま。連綿て絶ずまひざる。其功績の
殊ふ優ませましく。德沢の普く世ふ光被こと厚ふ故ある。この
二皇子の。雙生に産出ましく。天皇これを碓ふ誥ましく。御
名を大碓小碓と稱ましく。夫と姥ましく。ふ說ませ。皆ことぞを
おのもろ〻ふ今にあり。何の故とも決ていひ難し。こは小
碓皇子のまさの御名を。日本童男とも稱。幼しく雄略大度ましく。
年長ましく。容貌魁偉。身の長一丈。衆人ふ勝る。膂力ましく。この
天皇の御子前後并て八十一の御子ましく。小碓皇子稚足彦

皇子五百城入彦皇子の外七十餘子ハ皆国郡を封て悉國々の国造
ゝ六別稲置縣主を賜て其国ニ如〻ゝ故ハ諸國乃別
等ハ皆ハ別王の苗裔多〻ゝ皇子の後裔を其の君其の別
と號各その領地ニ居住て頗威稜ハ有て京師ニハ出て奉仕ふ
ゝ〻ゝ壬子十二年日向の熊襲反く朝貢をゝ〻ゝ
ハより八月十五日天皇筑紫ニ幸〻ゝ九月五日周防の国の佐波郡
佐波ニ到たまふ南の方を眺望て烟氣多く起ゝ必賊の多
ゝ其處ニ住居する者あるゝ〻ゝ此處ニ留まひ先
多の巨祖武諸木國前臣の祖苑名手物部君の祖夏花を遣て其狀
を察せ〻ゝ先て美ニ神夏磯媛と云女子ハ國ニ魁帥く

その徒衆甚多〻ゝ此女子天皇の御使到ぬると聆て磯津山の
賢木を抜て上の枝ニ八握の劍を掛中の枝ニ八咫鏡を挂下枝
ニ白八尺瓊を挂て素幡を舟の舳ニ樹降參の狀を表〻ゝ參向て
啓て曰願ハ臣が地ニ兵を下まふこと勿れ我が屬類の中ニハ決〻ゝ
皇命ニ違背奉ること有ること無ク今より悉皆帰德奉ん
此ニ殘賊者ハ一を鼻垂と云ふ安芸の名蹕を假呼て山谷ニ響聚
苑狹の川上ニ屯結り二を耳垂と云ふ殘賊貪婪て屢人民を掠暴られ御
木の川上ニ住居三を麻剥と云ふ潛ニ徒黨を聚て高羽の川上ニ屯居四を
土折猪折と云ふこれを緑野乃川上ニ棲て山河の險を恃て多〻人民乃
貨を掠これ四賊の據ところ皆要害の地ニて衆の眷屬を領〻

各一處の長となりて。威福を擅にして。何ぞ皇命に從奉らざるものあらんを。御征伐行はるべしと。申す。武諸木等は。此言を聽て。天皇に奏して。ひそかに兵を擊んとす。先麻剥の徒を誘て。赤衣褌及種々の珍器を賜ふ。其餘の三人を捕へらしめ。ともに性貪婪にして心甚きものなる故。其奇貨を得る利を。悉己が衆を率て參來たりしぶ。其心より帰順奉るべきを預察知りて。ことごとくこれを皆捕て殺戮す。天皇を筑紫に行幸したまひて。豊前國の長峽縣に到たまひ。行宮を興て。暫く留坐す。土人其處をさして京と號ひしより。今は豊前國に京都郡といふ名の残れり。然を此稱は。天照大御神の都にましまし所なりといつるを。全く我邦の古典を讀ことの疎漏なるに。國家開闢の由来を知ず。唯唐土異域の例を以て。これを說の過失なり。冬十月碩田國に到たまひ。今の豊後國大分郡にして。其地形廣大にして麗はしき。因て碩田といふ。帰しなり。速見乃邑に女人あり。速津媛といふ。一處乃長なり。天皇の車駕到ると聞て。自之を迎て諮言。此山に大なる石窟あり。土人呼ぶ鼠の石屋といふ。其處に二人の土蜘蛛と字。帰兄賊の住居せるが。其一を青と呼。一を白と云。直入縣の禰疑野に。三人の土蜘蛛と字。帰ものあり。一を打猨といひ。一を八田といひ。一を國摩侶といふ。この五人。いづれも強力険悍にして。從類多きを恃て。皇命に從ふ意なきものどもなれば。たとひ強て呼ばるとも。必兵を興て距奉ん

景行天
皇豊後
柏原野
土蜘蛛
を滅ぼ
す處

海石榴の椎
人ごとに
土蜘蛛の石窟
くち崩し
退治もす處

もぐ〳〵と申されバ。天皇うれを聽めして惡たまひて。必悉これを誅
戮んと欲け給ふ。妄ふ進行ふ。直入縣の来田見の邑
に留。權ふ宮室を造て。こゝ〻ふ居。群臣とこれを伐平んことを議まひ。海
石榴の大木ろ〻〻を切倒て。大槌を數多造せ。猛卒の力ひるものを
簡て。ぬ〻を手ごとふ持せて。鼠石窟ふ赴く。山を穿草を排く。土蜘蛛
等の住る石室を擊摧て。之を破。鑿ふ穿て居る。時人その海石榴椎
を造る處を呼で海石榴市といひ。兇賊を鑿ふ〻る邊の田を血田
と呼ぐ。地の名ふ〻りるなり。これ海石榴市ハ。今乃大野郡の南
乃方にあり。血田といふハ海石榴市小延き邊をいふ。皇軍ハそれを
先打獲を伐んとて。徑ふ祢疑山を度〻て。賊虜ハ小高き山

の樹立繁き處ふ潛隱て。宮軍の進行道を遮て横矢を雨乃如ふ射出
したりければ。城原の方へ歸り。水上より兵を勒て。先八田乃賊を祢疑野ふ
擊て之を破ればバ。打後国摩侶等ハ。官軍の勢を視て。敵ー難く思ひて
バ。服從奉んと請ふ。かぐ〻。皆人民の害となる尽き者なれバ。其ふ助ず
して。聽ずまひ。自洞谷ふ投て死ぬる者ハ多く。盡退治ふ〻りぬ。
初天皇將ふ賊を討んとおぼしまひて。柏峽大野として。柏樹の多生
る地の。今豊後国直入郡柏原郷とて。處ふ次宿まひ。其野乃
石の長六尺廣三尺厚一尺五寸ぞ。天皇神代の昔。素盞嗚尊
乃熊成峯ふ登て。柏占をなしたまひしことを思出まひ。此石乃
對て祈まひるハ。朕の數多の賊虜を滅ことを得バ。今この石

を蹶て。拍葉乃如くふーて。舉らんと誓へて。御足を舉て蹴ま
ひ給へば。その石忽跳出て大虚ふ。上へり。それより其石を蹈石とぞいひける。
萬葉集の歌ふ。扶策ふ。御ぞール行く。夕闇問ふ。石トのもて。吾宿ふ。
御諸を立て。枕辺よ。齋戸を居とよめる。石トの類ふこれらより出る
なるべし。いづれもかくる大石を蹴擧てまひける御膂力といひ。御威德
といひ。不思議なる天皇おぞましくけり。十一月。日向國ふ到る。行宮を起
て。これを居たまふ。是を高屋邑といふ。これ高屋。今ハ肝屬郡ヲ屬。
薩摩國阿多郡ふ。ましく鷹屋といふ。處なり。十二月五日。天皇熊襲を
討たまんことを評議したまひて。群卿ふ詔られ給ふ。朕彼熊襲
が国ふ。尊鹿文迮鹿文といふものあり。是両人ハ熊襲の巨帥ふして。衆類

甚多くして。強力拗戾。これと熊襲が八十梟帥といひく。其鋒當ふ
べからず。聽り。然らば少兵を以ていこれを征んと。日ぞ卒ふ減らと能はず。
まして多くの師を動さば。衆く蹔下の人を損ひ。百姓の害となん。如何ふ
せんと。鋒刃の威力を假ずして。坐ながらこれを平らげ。庶幾なんとのた
まふ。其時諸卿の中より一人進出て。天皇ふ啓奉る。熊襲梟帥に
二人の女あり。姉を市乾鹿文といひ。妹を市鹿文といひて。容貌美麗ふ
武勇ありと聽り。いまし此二人の女を重幣を與へて。其心を動かし。
搗て蹔下ふ納て。彼等を挑撥て。其消息を探。不意ふ出て之を擊ば。必ず
血を流して必之を征ること。疾く得んとぞ。これば天皇実ふもと思めして。竊
に人を使はして。其二女ふ。種々乃悦慾べき物を多く與へ。欺て召寄たまひ。

天皇先その姉市乾鹿父を幸し。勝て寵愛とまひく。事の由を問ふに
ものいふ。市乾鹿父忽心惑て。竊に天皇に奏て曰。父熊襲が服奉らぬを
怒ることなれ。妾に一の良謀のまをすべ。一二人の兵卒を已に從て。
吾を家に返たまへ。妾必父熊襲と誑こめて兵卒に殺しめん
こと目前なるべしといひ。天皇其志を憎と思ひ。試に
乃言に任て。市乾鹿父を遣はしめ。己が家に帰。辭を巧にして。其父
熊襲に説誘て。後に酒肴を設てこれに飲しめ。遂に酩酊て熟寐
なるを覘ひ。父が刀を奪。弓の弦を斷て後。潛に出て兵士をその室に導
入て。これを殺せり。天皇その事を詳に聽しめ。不孝の甚きを大に
瞋たまひ。立地に市乾鹿父を誅たまひ。弟市鹿父を誡たまひ。肥國の

肥直神八井耳の後なる國造に賜ふ。十三年夏五月に小碓尊熊襲
国を平げ奉りたまひ。とは高屋宮に居たまふこと六年。十八年春三月。京師
に帰ん。と。出て筑紫國を巡狩たまふ。今の肥後國の葦北郡の葦北
より。御船を發して。八代郡乃火邑に到たまふ。日没夜冥しく。
著ぬ岸の辨難。うし時。海上遥に火乃光のくゆれば。天皇挾抄
者に詔て。火光を追て船を遣しめ。ひくれば果して岸に着て。
得つ。天皇その火光の在を問たまふ。八代縣豊村と答奉る。
火は誰が燃る火ぞと問たまひ。海上より出る火ゆく。主はなき
と答申せり。ふしぎ。火の国と名づけたまふ。萬葉集の歌に知ぬ火の
筑紫とよめるは。主知ぬ火といふ。此名いにしへ傳る。火國。後に

八月に肥前肥後となれり。六月。今の肥前の高来郡より。肥後の玉名郡
玉杵名邑に到りたまひき。其處の土蜘蛛津頬を征たまひて殺したまふ。
筑紫の道後國の御木といふ地に留居ましまして。高田に行宮をつくる。
十九年の秋九月に。天皇日向より京師に還幸ましまして。九年を
歴て。二十七年に至りて。熊襲が残黨また反逆して。邊境を侵して止まず。
聽めしてその歳の冬十月十三日。日本武尊に命じたまひて。熊襲を撃しめ
たまふ。尊時に御年十六歳なり。日本武尊は。父天皇の命を受たまひて。善
射る者を得て俱に行ましぬ。美濃國に善射る者あり。
饒速日命の後裔なる。尾張の弟彦連といふ者を得たまひ。石占横立
及尾張の田子の稲置。乳近の稲置等を率たまひて。十二月。熊襲の国に到

たまひ。地の険易を察。敵の消息を伺たまひしに。熊襲の族の中に石鹿文といふ
魁帥ありて。川の上に住居を以て。川上の梟帥といふ。此者の家に親
族を集て酒宴を催す。其邊の童女を多く召會て。行觴者として聽しめ
て。御髪を解て童女の姿となす。剣を裋の中に隠佩て。其家に入たまふ。童女の中に
立交て在りしかば。川上梟帥。その容姿の殊に勝て美麗きを感賞て。坏を擧て酒を
飲しめ。醉に乗じて手を携て戯弄興じて。折て覗臨捷に勒拘て。隠佩たまへる刀を
出して。刺て将に殺んとしたまひしかば。川上梟帥。其驍勇大力に推伏られて。些も
身を動揺得ずして。息の下に且吾を殺たまふこと。何の故ぞと言ところを聽たまふ。
君は如何なる人ぞ。日本武尊答へたまふ。吾は是大足彦天皇の子なり。名を日本童
男といふものなり。梟帥。力強しと。此国中に於て。よく吾威力に對遇

日本武尊
童女乃
安ゝ
酒徒の帝ふ
徳賢臭帥と
殺ゝ
ふ處

そのゝち一人ぞふけゝば。然るを今皇子に推伏ら見て。些ゝ身を動揺得
ざかる勇猛大力の人ゝ遇ることゝ。恐らく此日本國中に君が威徳に及ぶものいとまなけ
べゝば。是を以ゝ己が賤陋き口より尊號を奉ることゝ願ふ。今より以後日本武尊と
称奉るべゝと言訖ゝぞ死ゝ給ふ。それより此尊を日本武尊とハ號奉るなり。然ゝて
後。弟彦尊を遣ゝて。悉其黨類を斬せゝまひ。餘唯一ゝ逃れバ。海路より倭國ゝ
還ゝ給ふ。今の備後國安那郡の穴海を渡ゝ給ふ。其處ゝ兇賊ありと
聽ゝ給ひて。それを討ゝ難波より到ゝ給ひて。西成郡西里村の栢濟ゝ居る刦師を誅
ゝ給ひ。京師ゝ還ゝ給ひ。二十八年春二月朔。日本武尊ハ熊襲を平げ狀を
天皇ゝ奏ゝ給ふ。曰。臣。天皇の神靈ゝ賴。兵を擧ゝ頓ゝ熊襲の魁帥を誅ゝ。
悉其國を平げゝ。西州既ゝ謐ゝ。百姓無事。唯吉備の穴濟の草賊及難波栢

濟の悍賊皆害心を逞ふゝ行路の人を苦め人民を惱ますを聽。歸路ゝ其處
ゝ往ゝ盡ゝ殺殫ゝる趣を告。海陸の路を開ゝ給ひしことを詳ゝ啓ゝ給ひ。
天皇ゝ御感斜ならず。日本武尊の功績を大ゝ褒賞ゝ給ひ。殊ゝ異愛ゝ
給ひ。それより十二年を過ゝ。日本武尊御年二十九歲ゝ成ゝ給ふ。夏六月
東夷多ゝ叛ゝ邊境騷動ゝを奏聞ゝ給ふ。天皇群卿を召。詔ゝ曰。此頃
東國安ゝ。暴賊多ゝ起。蝦夷のまゝ數ゝ屢人民を略ゝ。頻ゝ告來る。誰
人を遣ゝ其亂を平んや。各異見ゝ申べゝ。と詔給ふ。群臣其遣ゝる
べゝ人を誰と問ゝ。知ゝ。答奉る者なゝ。天皇ゝ。日本武尊奏言臣ハ
先ゝ西征ゝ勞ゝ。是ゝ。此の役ハ誰彼と問ゝ給ふ。兄大碓皇子ゝ其事ゝ
當ゝ。と申ゝ。それを聽ゝ。愕然恐怖逃亡ゝ草莽の中

潛隱たまひしかば。天皇人を遣て召來しめて。責て曰。汝往んことを欲ずや。豈強て遣んや。然る後其對ひをせざりしに。恐怖周章。いまだ賊ふ對ることのなかりしかば。豫懼ることの甚なり。流魂ふことをのこれり。汝速に封地に行べし。美濃國に放遣たまひぬ。是身毛津君守君二族の始祖なり。是に於て日本武尊雄詰に曰。熊襲既に平ぎぬ。いまだ幾年をか經ざるに。東夷また叛くべしと。何の日か天下大平に逮べき。臣勞苦と雖一身を擲て其亂を平ぐべしと奏たまひしかば。天皇素より此王を除てんとおもほしめ遥に東國の亂を平定んのみを治めしと。豫て慮りしことなるを。此御言を聽しめして。大に懽喜たまひぬ。

日本國開闢由來記卷四